

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第一項及び第二項の規定により、区道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

当該違法放置等物件の占有者等は、文京区土木部管理課に申し出ること。告示の日から起算して六月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は文京区長に帰属する。

令和 8 年 8 月 10 日

文京区長 成澤

廣修



名称又は種類、 形状及び数量	放置場所及び除去日時	保管を始めた日時及び保管の場所	防犯登録番号 又は 車両番号標
普通自転車 茶色 VELTRO社製 一台	文京区湯島三丁目三十九番七号先 令和八年七月四日十時三十分	令和八年七月四日十一時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	荒川 C57 89
普通自転車 白色 SPED社製 一台	文京区湯大塚六丁目三十二番一號先 令和八年七月九日十一時	令和八年七月九日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	防犯登録番号不明



普通自転車 黒色 KAZATO社製 一台	文京区小石川五丁目一番一号先 令和八年七月十日十一時	令和八年七月十日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	池袋 F90774
普通自転車 黒色 JBB社製 一台	文京区音羽一丁目二十三番先 令和八年七月十日十一時	令和八年七月十日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	目白 D26605
普通自転車 紫色 LEGERE社製 一台	文京区白山一丁目十番七号先 令和八年七月二十二日十一時	令和八年七月二十二日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	福島県 郡登録 411631